

情報通信審議会 情報通信政策部会

デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会 第2回 議事概要

1 日時：平成18年10月6日（金）15：30～17：00

2 場所：三田共用会議所 講堂

3 出席者（敬称略）

（1）委員（専門委員含む）

村井 純（主査）、大山 永昭（主査代理）、浅野 睦八、池田 朋之、石井 亮平、石橋 庸敏、稲葉 悠、岩浪 剛太、植井 理行、大淵 哲也、華頂 尚隆、河村真紀子、岸上 順一、佐藤 信彦、椎名 和夫、菅原 瑞夫、関 祥行、高橋 伸子、田胡 修一、中島 不二雄、長田 三紀、中村伊知哉、野坂 章雄、生野 秀年、福田 俊男、堀 義貴、依田 巽

（以上27名）

（2）オブザーバー

川瀬 真（文化庁）、河野 智子（社団法人電子情報技術産業協会）、坪内 有一（ソニー株式会社）、中村 秀治（株式会社三菱総合研究所）、中村 吉二（社団法人日本音楽事業者協会）、元橋 圭哉（日本放送協会）、安江 憲介（株式会社三菱総合研究所）

（3）事務局

小笠原情報通信政策局情報通信政策課コンテンツ流通促進室長

（4）総務省

鈴木局長、寺崎政策統括官、勝野審議官、佐藤情報通信政策課長、安藤地上放送課長

4 議題

（1）コンテンツの利用に係るルールの現状等

小笠原コンテンツ流通促進室長より、資料1に基づき、コンテンツの利用に係るルールの現状等につき説明。

川瀬文化庁著作権課著作物流通推進室長より、文化審議会著作権分科会私的録音録画問題小委員会での私的録音録画補償金（以下「補償金」とする。）制度見直しの検討状況について説明。平成4年に補償金制度を導入したが、現状のシステムが機能不全であることは周知の事実であり、早い時期に制度の廃止も含め抜本的な見直しを行うこととしている。

放送事業者は不正流通に対し、オークションサイトの監視、出品者への警告を行い、それでもダメな場合は法的手段に出ているが、手に負えない部分がありCOG（コピーワンジェネレーション）が導入された。悪質なケースへの法的対応も必要だが、簡単に複製できることにより、善良な一般人が魔が差して権利侵害を行うといったことを防ぐ

ことも必要。

補償金制度がない状況下においてE P N運用をした場合に、権利者に被害が及ぶことがないと機器メーカーは認識しているのか。

(メーカーとしては)有効な契約で認められた複製、著作権者等の意思に基づいて施された技術的保護手段あるいは著作権保護技術で可能となっている複製は、複製物の多寡を問わず、通常の利用を妨げたり、予期せぬ経済的損失を与えることはないとの認識。

地上波放送において、有効な契約や、権利者の意思が反映された保護手段というのはどういうものが当たるのか。

(メーカーとしては)COGでもE P Nでも、権利者に了解された範囲内での複製であり、予期せぬ複製は防げると認識。権利者の了解外の複製がなされるものは、著作権保護技術、技術的保護手段とはいえない。

(メーカーとしては)アナログ放送で保護技術をかけない場合、権利者側、あるいはコンテンツ、プロバイダー側はコントロール不能。E P Nの場合は、少なくとも送信についてコントロール前提の技術であるので、インターネットでの無差別な再送信はできないが、コピーの数は自由であるという範囲で予見可能性があると理解。

補償金制度が出来た平成4年と現在では、私的複製の実態が大きく異なっている。例えば、専用機・媒体を用いて行うコピーのほかに、汎用機によるコピー、一体型によるコピーが出てきた。また、著作権保護技術の範囲内の複製について、補償措置の対象にするかどうかについて関係者の見解が分かれている。

補償金は、DVD-Rには掛かっているが、HDには掛かっていない。一体型のものにはかかっていないが、分離型にはかかっているなど、形態によって違いがあるのは一つの大きな問題。

補償金は、DVD+HDというレコーダーについては、DVD部分についてはかかっているがHD部分にはかかっていない。また、録画を目的とした記録媒体には当然かかっている。

(不正流通に対する)法的措置は頻繁にはやっていない。一般の方が開設しているホームページへの削除要請を中心に行っているが、一日20件ペース。暴力団に関係があるような土壌での複製品等、プロによる権利侵害への対応については、民事的な取組というよりはむしろ警察に動いてもらっている。

デジタルはCOGで複製が制限されていることから、現在オークションで出回っている放送番組はほとんどがアナログであると推測。

DVDレコーダーはデジタル録画であり、アナログ放送時代が劣化せずにコピーできるという状況は実現されていた。現時点においてアナログで標準画質のデジタル録画が

出来ているのに、なぜ地デジになり不正な複製が増加するのかがよく分からない。

次世代DVDであれば、ハイビジョン画質の放送はハイビジョン画質のまま家庭にコピーされることになる。

実際に放送番組をコピーするのは、何となくコピーをしている人が大多数であり、「悪徳業者」と呼ばれる悪質な海賊版の製造者はごく少数。逐一削除要請や法的措置をとることは、我々のような零細企業には時間的、資金的に手に負えない。テレビ局以外の番組制作者の実態もよく知って欲しい。

日本は知財立国として立ち上がるべきであり、アジア地域で日本の優秀なエンターテインメントソフトが流通し、国のためになる、という話しをしていただきたい。

アナログがデジタルになって、不正な複製について何が変化するのか。両者の違いをどう考えるのか。

デジタルになり短時間に大量の複製が可能になることが問題。海賊版業者の手に渡ったときには、今まで以上に高画質で、ほとんど市販品と変わらないようなものが出回る。多少の劣化は、一般ユーザーには関係ない。悪徳業者に大量の資金が行くことが問題。

アナログ放送をDVD録画して大量複製することは何年も前から可能なはずだが、被害額が甚大になったという話は聞かない。権利者側の「コピーガードが出来るからする」といった発想には反論したい。私的複製は悪なのか。悪でなければ認められていることに対してお金を払っているということかを確認したい。

デジタルの利便性は短時間に複製が可能というところで、ハードディスクが介在することで、実時間よりもはるかに短い時間でコピーすることが出来る。ハードディスク型レコーダーの場合、ハードディスクにより利便性が向上したにもかかわらず、DVD部分には課金されるが、ハードディスクには一切課金されていない。この件に関しては、別の場で問題提起して、検討している。

基本的に零細、閉鎖的な範囲で行われていた私的複製が、状況の変化により総体として権利者の利益を害しているので、補償金制度を導入。善悪の議論は、法的には存在しない。

一般にアナログとデジタルの違いは、コピー時の劣化にある。アナログでは2、3回コピーすると画像が劣化するので、自動的にコピー制御が行われているようなもの。デジタルでは劣化しないため、コピーが跋扈する可能性があることを認識。

映画制作者の立場からは、オリジナルの原版に近いものが、容易に無尽蔵に出る可能性があるということに脅威を感じている。

全体の中で放送番組をオークションに出すような人はほんの少数であると認識。一握りの方がやる行為を防ぐために、コピーを制限すること。本来はオークション管理者の

協力や摘発を強化することで対応すればよいこと。

著作権法にも、権利保護と公正な使用のバランスとあるが、横並びで選択の余地がない状態は問題。全部、一律にコピー制限をかけてよいのかという検討がなされるべき。選択の余地がない状態で横並びでコピー制限をかける。どこのプロダクションが言っているからとか、消費者に何も知らされずにそういうことが行われるというのも問題。

ごく一部の権利侵害をする人とかが巨大なお金を生んでいることは事実。権利侵害は起きてはならない。そんなことをしているから知財立国になれない。なぜフリーにする必要があるのか。そのために産業が1つ被害を受けてもいいのか。日本を皆さんと一緒に育てましょうという未来志向の会議であってほしい。

権利侵害が起きてはならないのは当然だが、99%の人が今まで出来てきたことを機械的に制限することは問題。機械的に制限することで、産業が育成されるというやり方が正しいのか。どれくらい被害があるのか、予想でも構わないが、何らかのデータを教えてほしい。また、コピーワンスを掛けることによりそれが防げるのか、掛けなかったとき、どのような被害が起きるのか。

今までの議論の中で出てきた、デジタル放送とデジタル録画の整理、オークションの出品者の事業者と一般人の割合、出品されている放送番組の複製元がデジタル放送であるかアナログ放送であるか、補償金がかかっている機器・メディアとそうでないもの等、事実関係は整理する必要がある。

テレビの持っている国際競争力の伸びのためにデジタル化に取り組んできた。今後もビジネスの発展について議論していきたい。技術の話については、デジタル放送とデジタル録画の話が一緒になり混乱の元となっている。この2つを整理し技術の話をする必要がある。また、補償金がどう問題解決の鍵になるのか、技術の進展にいかに対応するのかということが重要。

海外事例をとりあげる際には、フランス議会上院で可決された改正著作権法について取り上げて欲しい。また、パブリックコメント(資料2 No.38)にもある早期に解決すべきというメーカーの方のお話も伺いたい。

(2) 今後の検討スケジュール

小笠原コンテンツ流通促進室長より、資料3に基づき今後の検討スケジュールにつき説明。

以 上